無線LAN事業への取組について

平成24年4月16日 JR東日本メカトロニクス株式会社

ニュースリリース(一部)

2012年3月27日東日本旅客鉄道株式会社ジェイアール東日本メカトロニクス株式会社

山手線内の全駅で公衆無線 LAN サービスがご利用できるようになります

- ●山手線内の全ての駅で、公衆無線 LAN サービスを 3 月 30 日(金)より開始します。
- ●ご利用いただける公衆無線 LAN サービスは、「docomo Wi-Fi」、「ソフトバンク Wi-Fi スポット」、「Wi2 300」ならびに「au Wi-Fi SPOT」**1です。
- ●今後、首都圏の駅を中心に公衆無線 LAN サービスをご利用いただけるエリアを拡大していきます。

JR 東日本の一部の駅構内では、ソフトバンクテレコム株式会社が提供する公衆無線 LAN サービス「BB モバイルポイント」がご利用できます。このたび、「BB モバイルポイント」に加え、山手線全駅ならびに中央線御茶ノ水~千駄ケ谷間の各駅(合計 36 駅)の 119 箇所に、複数の公衆無線 LAN サービスを提供できる設備を設置いたしました。

ご利用いただける公衆無線 LAN サービスの詳細は、各サービスのホームページをご覧ください。

**「「au Wi-Fi SPOT」(KDDI 株式会社)は、4月16日にサービス開始予定です。ただしau スマートフォンをご利用のお客さまは、「Wi2 300」エリアとして3月30日からご利用いただけます。http://www.au.kddi.com/wifi/au_wifi_spot/ なお今後ご利用いただける公衆無線 LAN サービス提供会社は、さらに増える予定です。

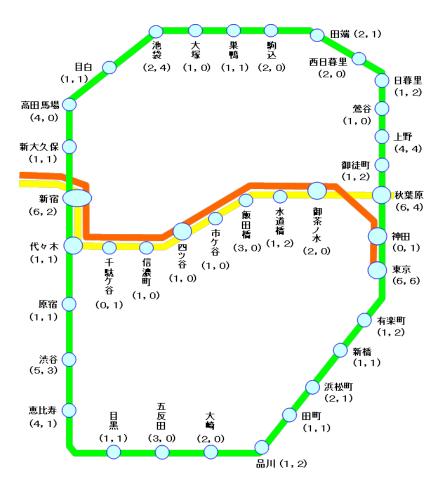
- ◆無線 LAN サービスをご利用いただける場所
 - サービスエリア: 駅構内のコンコースやホーム (具体的なご利用可能箇所は、別紙をご覧ください) 無線 LAN 設備設置箇所: NEWDAYS、KIOSK 等小売店舗※2、飲食店舗※3、ホーム上の飲料自動販売機※4
- ◆無線 LAN 設備運営: ジェイアール東日本メカトロニクス株式会社
- ◆その他: 無線 LAN 設備のインターネット接続用回線には、WiMAX を利用しており、高速なインターネット 接続を実現しております。

店舗等運営会社: ※2株式会社 JR 東日本リテールネット

※3ジェイアール東日本フードビジネス株式会社、株式会社日本レストランエンタプライズ

飲料自販機運営会社: *4株式会社 JR 東日本ウォータービジネス

なお、本件プレスリリースは、ときわクラブ、丸の内記者クラブ、JR記者クラブ、国土交通記者会、 総務省記者クラブ、情報通信記者会にお届けしております。



凡例:(コンコース設置箇所数,ホーム設置箇所数)

会社概要

設立	平成4年4月1日
資本金	1億円
株主	JR東日本(100%)
事業内容	駅構内の「機械設備」の開発、設計、製造、工事、保守とICカードの開発、設計、製造、販売を中心に事業を行っている 「機械設備」とは具体的に、エレベータ、エスカレータ、空調、融雪機、ホームドア、券売機、自動改札機、現金入出金機、ICカード機器 無線LAN事業は、先月から開始した新規の事業分野

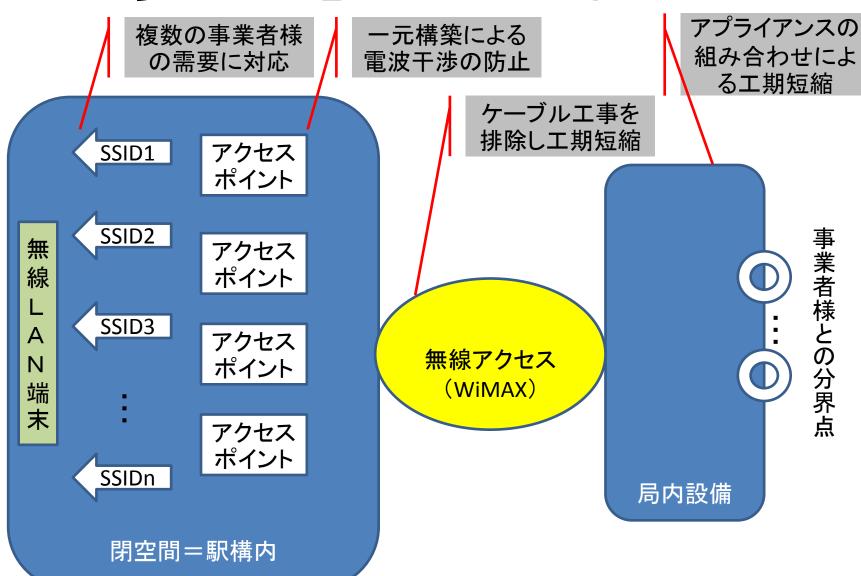
JR東日本の無線LANへの取組

平成13年	• 日本テレコム(現ソフトバンクテレコム)と共同で「無線による、駅でのインターネット接続実験」(31駅57AP)
平成16年	• 実験設備をリースする形態で日本テレコムの商用サービス (現BBモバイルポイント)に組み込む(78駅118AP)
平成21年	• 新型成田エクスプレス車内で無線LANサービス
平成23年	• 駅構内で自ら無線LAN事業を行うことを意思決定
平成24年	新型ひたち車内で無線LANサービス山手線内の駅構内で無線LANサービス

無線LAN参入の考え方

- 閉空間における安定した無線LAN環境の実現
 - 共用型アクセスポイント
 - 認証は卸先事業者で
 - 卸専業
- 工期の短縮
 - アクセスポイントへの回線は無線(WiMAX)
 - アプライアンスの組み合わせ

参入形態のモデル図



今後の展開

- 量的拡大
 - 首都圏を中心に拡大して行く予定
 - 事業者のご要望を最大限に反映
- 質的拡大
 - -駅以外への設置の検討 ⇒ 既存車両、駅ビル
 - JR東日本グループの業務利用

参入に際しての感想①

- 電気通信事業参入マニュアルに無線LANについて の具体的記載が見当たらない
 - 電気通信事業参入マニュアルやその追補版は、参入に 当たって有用な資料である
 - 無線LAN事業は、最近注目度が高まるとともに、参入のリスクも小さいことから、新規参入が増加するものと想定
 - マニュアルの整備により、新規参入が一層促進されるのではないか

参入に際しての感想②

- 当社の事業形態の場合、報告規則における「公衆 無線LANアクセスサービス」に該当しない
 - 電気通信事業報告規則第1条第2項第16号 公衆無線 LANアクセスサービス (略)無線により構成される端末系 伝送路設備(略)を用いてインターネットの接続点までの 間の通信を媒介する電気通信役務(略)
 - しかしながら、提供側の気持ちとしては「公衆無線LANア クセスサービス」

参入に際しての感想③

- 予備設備を設けたが、アピールの機会がなかった
 - 局内設備の障害が全アクセスポイントの通信停止を引き起こす恐れがあるため、局内設備は現用、予備の二重化構成とした
 - 電気通信設備規則では無線LANについて、予備機器の設置は求められていない
 - そのため、電気通信設備の自己確認においても記載不要
 - 一方、トラヒックオフロードや災害対応としての利用が加速しており、 無線LANネットワークの信頼性がより重要になってきているのではないか